

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進			番号	⑭				
評価方式	総合・ <u>実績</u> ・事業・その他	政策目標の達成度合い		目標達成					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額		6年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費		161,385		203,252	
	小 計				一般会計	< 161,385 >	の内数	< 203,252 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの									
	小 計				一般会計	< >	の内数	< >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数
合 計					一般会計	< 161,385 >	の内数	< 203,252 >	の内数
					特別会計	< >	の内数	< >	の内数

政策目標 5-2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)にあるように、海外の成長市場の取り込みを図るため、経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進しつつ、EPAの利活用を促進することが求められています。財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO(世界貿易機関：用語集参照)を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO(世界税関機構：用語集参照)等の国際機関、APEC(アジア太平洋経済協力：用語集参照)等の地域協力の枠組み、EPA(経済連携協定：用語集参照)及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進</p>
---------	--

政策目標5-2についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評価の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評価は「s 目標達成」、施策5-2-2の評価も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評価は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：用語集参照)と平成31年2月に発効した日EU・EPA(用語集参照)は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定(用語集参照)は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定(用語集参照)は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域</p>

的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、ASEAN（東南アジア諸国連合：用語集）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。

また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。

これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。

なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

<b>施策</b>	<b>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</b>	
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
	<b>目標</b>	<p>WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が156か国（令和5年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しました。例えば、令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。また、現在機能停止しているWTO上級委員会への対応についても、令和5年3月に暫定的な枠組みであるMPIA（多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント：用語集参照）へ参加するとともに、引き続き、各国と連携しながら紛争解決制度の改革に向けた取組を主導していくこととしました。加えて、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について、加盟国間で議論が継続しており、こうした議論に、主に関税制度・通関制度を所管する立場から参画・貢献しました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>CPTPPは、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にCPTPPとして発効しました。令和5年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニ</p>

		<p>ュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリの10か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和3年6月に開始が決定された英国の加入手続きについては、我が国は英国の加入作業部会議長として、同国の加入手続きが協定のハイレベルを維持しつつ進むよう交渉を主導し、令和5年3月には、CPTPP参加国及び英国により、英国の加入交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出されました。</p> <p>日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和4年度は各種専門委員会において、日EU・EPAの運用状況等について議論を行いました。</p> <p>EUを離脱した英国との間では日英EPAが令和2年10月に署名に至り、令和3年1月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和4年2月に開催された日英EPA合同委員会第1回会合では、日英EPAの運用状況の確認や、日英間の貿易を一層促進するための今後の取り組みなどに関する議論を行いました。</p> <p>日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。</p> <p>RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。令和4年9月に開催された第1回RCEP閣僚会合では、RCEP協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。</p> <p>また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定についても、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和4年度における税関主催：計24回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みしました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>	<b>s 目標達成</b>		
<b>評定の理由</b>	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAは交渉継続中（外務省公表状況に基づく）であるが、令和4年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和 5 年 3 月現在)

## 経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2023年3月時点)

### 発効済

シンガポール (2002年11月 (2007年9月改正) )、  
 メキシコ (2005年4月 (2012年4月改正) )、マレーシア (2006年 7月)、  
 チリ (2007年 9月)、タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年 7月)、  
 ブルネイ (2008年 7月)、A S E A N (2008年12月、(2020年8月改正) )、  
 フィリピン (2008年12月)、スイス (2009年 9月)、ベトナム (2009年10月)、  
 インド (2011年 8月)、ペルー (2012年 3月)、豪州 (2015年 1月)、  
 モンゴル (2016年 6月)、CPTPP<sup>(注1)</sup> (2018年12月)、EU (2019年2月)、  
 米国 (2020年1月)、英国 (2021年1月)、RCEP <sup>(注2)</sup>(2022年1月)

### 署名済

TPP12 <sup>(注3)</sup>(2016年2月署名)

### 交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ (GCC<sup>(注4)</sup>、韓国、カナダは交渉中断中)

<sup>(注1)</sup> CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計11か国)。

発効国:カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)

<sup>(注2)</sup> RCEP(地域的な包括的経済連携): ASEAN加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、

日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計 15か国)。

発効国:ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、中国、豪州、ニュージーランド(2022年1月)、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)

<sup>(注3)</sup> TPP12(環太平洋パートナーシップ協定):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

<sup>(注4)</sup> GCC (湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政 5 - 2 - 2 : 税関分野における貿易円滑化の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政 5-2-2-A-1 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)						
	年度	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	達成度
	目標値	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
	実績値	34	36	37	39	39	
(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調 [ <a href="https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm">https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm</a> ] (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域の数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) バングラデシュとの間で政府間交渉を行ってきた税関相互支援協定については、令和 4 年度内に交渉が終了し、令和 4 年11月に署名が行われる予定であったところ、日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して署名式は令和 5 年 4 月に延期されました。こうした特殊事情がなければ、令和 4 年度中に、目							

標となる数値が40となり、前年より増加という目標値を達成できていたことから、達成度を「○」と判定したものです。

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進		
目 標	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p>	達成度
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>	
測定指標（定性的な指標）	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況に留意しつつ対面支援を段階的に再開しながら、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、67件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカ・太平洋島嶼国（用語集参照）の対象国については、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成する、複数年にわたるプログラムを現在も実施しているところであり、これにより対象国の税関行政の近代化に貢献しています。</p> <p>なお、支援の実施に当たっては、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、効果が認められる部分についてはオンラインによる方式も積極的に併用した支援を実施しました。</p> <p>B WCOにおける取組</p> <p>WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和4年度には計3回の会合が開催され、我が国からの提案を含め、見直しのための協議が行われています。会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECでは、違法な新型コロナウイルス関連物品の取締りや税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（アジア欧州会合：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和4年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野</p>	○

		<p>における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D EPAにおける取組 貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。また、令和4年9月に交渉を開始したIPEF（インド太平洋経済枠組み：用語集参照）においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとして取り上げられており、財務省として貿易円滑化の推進につながるよう、積極的に議論に参加しています。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書情報の電子的な交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進めており、日インドネシアEPAについて、令和5年6月の運用開始を予定しています。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組 バングラデシュとの間での税関相互支援協定については、政府間交渉が終了し、当初は令和4年度11月中に署名が行われる予定でした。日本の新型コロナウイルス感染状況を勘案して署名式は令和5年4月に延期されたものの、着実な進展が見られたところです。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、税関相互支援協定の締結に向けた交渉を行い、実質的に令和4年度内に目標に掲げる締約国数の増加を達成したものと判断し、達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>		s 目標達成	
<b>評定の理由</b>	<p>政5-2-2-A-1における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展した。</p> <p>また、政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度も「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、すべての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
受入研修	案件数	3	9	21
	受入人数	20	182	218
専門家派遣	案件数	34	51	46
	派遣人数	76	133	143

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）令和2年度及び令和3年度はすべてオンラインで実施し、令和4年度も一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成 18 年 2 月発効）に係る締約国数

平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
115 か国及び E U	121 か国及び E U	126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U

（出所）WCOウェブサイト

[http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf\\_revised\\_kyoto\\_conv/Instruments](http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments)

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	47,492	40,298	33,213	161,385
		補正予算	—	—	—	/
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	47,492	40,298	N. A.	
執行額 (千円)	823	532	N. A.			

（概要）

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

（注）令和 4 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 5 年 11 月頃に確定するため、令和 5 年度実績評価書に掲載予定。

<b>政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策</b>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p> <p>「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）</p> <p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び、同フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）</p>
----------------------------------	---



	総合的なT P P等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）
--	---

<b>政策評価を行う過程 において使用した資料 料その他の情報</b>	なし
---	----

<b>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</b>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、W T O貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、W T O改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なW T O上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、R C E P協定をはじめとするE P Aの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、W C O、A P E C等の地域協力の枠組み、E P A及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--------------------------------	---

<b>担当部局名</b>	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	<b>政策評価実施時期</b>	令和5年6月
--------------	--------------------------------------	-----------------	--------